



鳥取県公報

平成16年 6月29日(火)
第 7 5 9 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	包括外部監査契約の締結 (486) (総務課)	1
	保安林の指定施業要件の変更予定 (487) (森林保全課)	1
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (教育委員会事務局教育環境課)	2
	一般競争入札の実施 (警察本部会計課)	3
正 誤	平成15年 6月30日付鳥取県規則第58号中訂正.....	6

告 示

鳥取県告示第486号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の36第 1 項の規定に基づき、同法第252条の27第 2 項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第 5 項の規定により次のとおり告示する。

平成16年 6月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|-------------|---|
| 1 契約の相手方 | 住所 米子市旗ヶ崎一丁目28 - 19
氏名 植田 昭 |
| 2 契約の期間の始期 | 平成16年 6月21日 |
| 3 契約の金額 | 1,500万円を上限として、執務費用及び実費を勘案して算定する額 |
| 4 契約金額の支払方法 | 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。 |

鳥取県告示第487号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の 3 において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年 6月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町茶屋字奥山2852から2858まで (次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年6月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業務名 県立岩美高等学校体育館改築工事に係る基本・実施設計業務

(2) 業務内容

本件業務は、岩美郡岩美町大字浦富の県立岩美高等学校体育館改築工事（既存体育館の解体を含む。）に係る基本・実施設計を行うものである。

(3) 対象建築物の構造及び規模

ア 新築棟 体育館 鉄骨造2階建 延べ面積 2,462平方メートル

イ 解体棟 体育館 鉄骨造平屋建 延べ面積 731平方メートル

(4) 履行期間 平成16年8月から平成17年3月15日まで

(5) 予定価格 22,567,650円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 県内に本店を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

(4) 平成14年鳥取県告示第648号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）又は平成15年鳥取県告示第700号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、建築関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

(5) 平成16年6月29日（火）から同年7月9日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 平成16年4月1日（木）から同年7月9日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(7) 建築士法第4条第1項の規定による一級建築士に係る免許を受けている者を4名以上有すること。

(8) 平成7年度以降に業務が完了し、成果品を納入している1棟の延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物（鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄筋鉄骨コンクリート造のいずれかに限る。）の建築設計業務を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パー

セント以上のものに限る。

- (9) 本件業務の実施期間中、建築士法の規定による一級建築士として5年以上建築設計業務に携わった経験を有する者を管理技術者として配置できること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年6月29日(火)から同年7月9日(金)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/kyouikuiinkai/mitooshi.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年6月29日(火)から同年7月9日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで。

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県教育委員会事務局教育環境課(鳥取県庁第2庁舎5階)

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

(1)のイに同じ。

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県教育委員会事務局教育環境課(電話番号0857-26-7933)とする。

- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

- (4) 業務内容に関する説明会は、行わない。

- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

- (6) 本件業務の落札者は、1の(5)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年6月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

ア 集合教育用運転シミュレーター(四輪車) 一式

イ 運転シミュレーター（二輪車） 一式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成16年10月1日から平成21年9月30日まで

(4) 納入期限

平成16年9月30日（木）

(5) 納入場所

東伯郡大栄町大字由良宿1300 鳥取県自動車運転免許試験場

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品に係る1月当たりの単価を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格のうちリース、レンタルに係るものを有すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成16年6月29日（火）から同年8月9日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680 - 8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857 - 23 - 0110（内線2226）

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限ることとし、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成16年8月9日（月）午後1時30分（ただし、郵便による入札書の受領期限は、同月6日（金）午後5時までとする。）

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成16年7月16日(金)午後3時まで提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に60月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規定(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に60月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased

- ・ Driving Simulator for the group education (Four - wheeled vehicle), 1set
- ・ Driving Simulator (Motorcycle), 1set

(2) July 16, 2004 3 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) August 9, 2004 1 : 30 PM : Time - limit for submission of tenders

August 6, 2004 5 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : Finance Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1 - 271 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8520 Japan

TEL : 0857 - 23 - 0110 (Extension telephone 2226)

 正 誤

平成15年6月30日公布の鳥取県規則第58号（鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	欄	行	誤	正
18	左欄	1	3	<u>2</u>
"	右欄	"	3	<u>3</u>
"	左欄	29から31まで	<u>生活環境課</u> 略 福祉部及び保健環境部 保健、医療及び福祉に係る連絡調整に関すること。	<u>生活環境課</u> 略
"	右欄	"	<u>福祉部、保健環境部及び八頭地域保健福祉部</u> 保健、医療及び福祉に係る連絡調整に関すること。	<u>福祉部、保健環境部及び八頭地域保健福祉部</u> 略